

中国地方知事会共同アピール

「高速道路ネットワークの整備推進と道路財源の確保」

本格的な地方分権時代を迎えるにあたり、中国地方が自立的に発展するためには、県境を越えた広域経済圏形成や都市間交流促進が重要であり、広域的な交通・物流の基盤となる高速道路ネットワークの早期整備は喫緊の課題である。

加えて、安全で安心な暮らしの確保や道路交通の円滑化を図り、地方の活性化、地域の再生や経済活動の発展を支えるためには、地方が必要とする道路の整備を強力に推進していくことが必要である。

しかしながら、中国地方においては、ネットワーク化されていない山陰道や中国横断自動車道などの高速道路、地域間を連絡する幹線道路の整備をはじめ、通勤、通学、医療などのための生活道路の充実、市街地における渋滞対策、災害時の緊急輸送道路の確保、さらには橋梁等既存ストックの適切な維持管理など多くの課題が残っている。

こうした中、4月1日の道路特定財源の暫定税率の失効は地方財政に大きな混乱をもたらし、その後、税制関連法案などの成立により、歳入が確保されたものの、今なお、この度の地方の歳入欠陥に対する具体的な財源補てん措置が明確に示されていない状況にある。

また、5月13日に閣議決定された「道路特定財源等に関する基本方針」に、道路特定財源制度は今年度の税制抜本改革時に廃止し、2009年度から一般財源化することが基本方針として盛り込まれるとともに、道路の中期計画は5年とし、最新の交通需要推計などを基礎に、新たな整備計画を策定するとされた。

今後、新たな整備計画の策定にあたっては、中国地方における未整備の高速道路をはじめ、各県の必要とする道路が確実に盛り込まれなければならない。さらに、その整備に必要な財源が確保され、地方の道路整備が着実に推進されなければならない。

ついては、中国地方知事会として、次の事項について政府が取り組まれるよう強く要望する。

- 1 国土の骨格を形成する高速道路ネットワークは、国家戦略として国の責任において全線優先的に整備すること。
 - (1) 山陰道については、未事業区間を早期に事業化するとともに、地方負担軽減のために新直轄方式等を導入すること。
 - (2) 中国横断自動車道など事業中の高速道路について、一層の整備促進と供用開始時期の前倒しを図り、早期の事業効果発現に努めること。
- 2 新たな整備計画の策定においては、地方が必要とする道路を確実に盛り込むとともに、高速道路については、事業箇所や完成目標を明示すること。
- 3 道路特定財源の一般財源化の議論を進めるにあたっては、これまでの道路特定財源制度としての受益と負担のあり方を検証しつつ、国と地方との役割分担や広く税財源のあり方も含め、国民の声や地方の意見を十分に踏まえた上で、地方税財源を拡充するなど地方分権の強化を目指していく方向で検討を進めること。
- 4 道路特定財源の一般財源化を図るに当たっては、例えば、地方固有の財源である地方道路整備臨時交付金の継続など、地方が自主的に使える道路財源の充実を図った上で、道路整備の遅れている地方に優先的に財源を投入し、地方に必要な道路整備を確実に促進すること。
- 5 暫定税率の失効に伴う地方の歳入欠陥に対しては、国の責任において、地方財政に影響を及ぼさない方法により、速やかに適切な財源補てん措置を講じること。

平成20年5月28日

中国地方知事会

鳥取県知事	平井	伸治
島根県知事	溝口	善兵衛
岡山県知事	石井	正弘
広島県知事	藤田	雄山
山口県知事	二井	関成